

ギャンブル等への のめり込みによる借金の場合、 安易な肩代わりはやめましょう。

- ギャンブル等依存症は精神疾患の1つです。ギャンブル等をしたことのある人であれば、意思の強弱に関係なく、誰でもなり得るもので、自分の意思ではやめられない状態になってしまいます。
- ご家族が借金の肩代わりをする、病気を理解しないまま借金の返済を進めると適切な治療・診断に結びつかず、逆に新たな借金を作ってしまったたり、病気の回復を妨げてしまうことがあります。
- ギャンブル等依存症については、医療・相談機関（お住まいの地域の保健所・精神保健福祉センター等）に、借金返済については、お住まいの都道府県・市区町村や最寄りの財務局に相談しましょう。
- 本人が回復の必要性を自覚するまでには時間がかかることから、ご家族だけでも相談できますので、周囲の方が専門の機関に相談して、「適切なサポート」の仕方を知ることからはじめましょう。

お問い合わせ先

依存症の相談機関や基礎知識などは依存症対策全国センター（NCASA）のホームページをご覧ください。

依存症対策全国センター



<https://www.ncasa-japan.jp/>



GA（ギャンブラーズ・アノニマス）【当事者】

046-240-7279

（公社）ギャンブル依存症問題を考える会

03-3555-1725

ギャマノン【家族・友人】

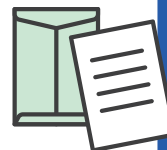
03-6659-4879

（NPO）全国ギャンブル依存症家族の会

090-6737-8665

貸付自粛制度について

浪費やギャンブル等依存症による借金により、ご本人やそのご家族の生活に支障を生じさせるおそれがある場合、日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターに自らを自粛対象者とする旨を申告することで、貸付自粛情報が信用情報機関に登録され、信用情報機関の会員に貸付自粛情報を提供する制度です。



※申告できるのは原則ご本人のみです。

日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターのどちらかへ申告することで、3つの信用情報機関（㈱日本信用情報機構（JICC）、㈱シー・アイ・シー（CIC）及び全国銀行個人信用情報センター）に、貸付自粛情報が登録されます。銀行・貸金業者等は、貸付自粛情報を、契約者（申込者）の支払能力に関する調査のために利用します。

お問い合わせ先

日本貸金業協会
貸金業相談・紛争解決センター

ナビダイヤル **0570-051-051**

日本貸金業協会



<https://www.j-fsa.or.jp/personal/trouble/way/>



全国銀行個人信用情報センター

フリーダイヤル **0120-540-558**

TEL（携帯電話から） **03-3214-5020**



全国銀行協会



<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/selfcontrol/>



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

家計のお悩み

してみませんか？
相談



肩代わり・借金・ローン・
ギャンブル依存・債務・ヤミ金融など

借入れ・ローンの返済などにお困りの方は
こちらのリーフレットをご覧ください。

金融庁
Financial Services Agency

多重債務問題で困っても、
ヤミ金融には絶対に
手をださないで。



正規の貸金業者とは、
国(財務局)・都道府県で
貸金業登録を受けています。

※SNSなどを通じた個人間でのお金の貸し借りや、給与ファクタリング、後払い(ツケ払い)現金化においては、ヤミ金融業者による違法な貸付けや、個人情報の悪用などの犯罪被害やトラブルに巻き込まれる危険性があります。

ヤミ金融の手口は巧妙で手が込んでいます。
実際の被害や手口、ヤミ金融業者の情報を
確認し、被害にあわないようにしましょう。

日本貸金業協会



https://www.j-fsa.or.jp/topics/association/dark_finance.php



ヤミ金融から連絡があっても、
毅然とした態度で、
無視しましょう。

※連絡を取ることがあなたの情報を
与えることになります。



もし被害にあったしまったら一人で悩まず、
まず相談。

悪質業者の被害にあった時は、

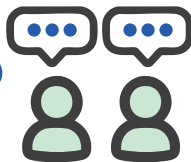
日本貸金業協会

都道府県庁の相談窓口

消費生活センター

警察

などにすぐに連絡してください。



金融庁のホームページでも
多重債務問題について
掲載しています。

金融庁 多重債務



<https://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/>



多重債務に関するお問い合わせ先

一般消費者向け相談窓口

中国財務局多重債務相談窓口 月曜日～金曜日 9時～12時、13時～17時(年末年始及び祝日を除く)	082-221-9206
山口県消費生活センター 月曜日～金曜日 8時30分～17時(年末年始及び祝日を除く)	083-924-0999
消費者ホットライン ※お近くの市区町村や都道府県の消費生活センター等の 消費生活相談窓口をご案内します。	188
(公財)日本クレジットカウンセリング協会 多重債務ほっとライン 月曜～金曜 10時～12時40分、14時～16時40分 (12月28日～1月4日、祝日等を除く)	0570-031640
法テラス・サポートダイヤル 平日9時～21時、土曜9時～17時(祝日・年末年始を除く)	0570-078374
山口県弁護士会 [事前予約制] 予約受付:平日9時～17時	0570-064-490

事業者向け相談窓口

法テラス・サポートダイヤル 平日9時～21時、土曜9時～17時(祝日・年末年始を除く)	0570-078374
山口県司法書士会 [事前予約制] 予約受付:月曜日～金曜日 9時～12時、13時～17時	083-924-5220

日本弁護士連合会ひまわり中小企業センター ひまわりほっとダイヤル [事前予約制] 予約受付:月曜日～金曜日 10時～12時、13時～16時(祝日を除く) ※電話で受付、面談による相談 ※地域により無料相談実施状況が異なりますので、お電話の際にご確認下さい。	0570-001-240
---	--------------

法テラスについて

法テラスは、国が設立した公的な法人です。全国の法テラス事務所では、収入や資産が一定基準以下であるなどの条件を満たした個人の方を対象に無料法律相談を実施しています。

市区町村の相談窓口

下関市	下関市消費生活センター	083-231-1270 直通
	市民部生活安全課市民相談所	083-231-3730 直通
宇部市	宇部市消費生活センター	0836-34-8157 直通
山口市	山口市消費生活センター	083-934-7171 直通
萩市	萩市消費生活センター	0838-25-0999 直通
防府市	防府市消費生活センター	0835-25-2129 直通
下松市	下松市消費生活センター	0833-44-0999 直通
岩国市	岩国市消費生活センター	0827-22-1157 直通
光市	光市消費生活センター	0833-72-5511 直通
長門市	長門市消費生活センター	0837-23-1115 直通
美祢市	美祢市消費生活センター	0837-52-3455 直通
周南市	周南市消費生活センター	0834-22-8321 直通
山陽小野田市	山陽小野田市消費生活センター	0836-82-1139 直通
和木町	和木町 企画総務課	0827-52-2136 直通
阿武町	阿武町 まちづくり推進課	08388-2-3111 直通
柳井市		
周防大島町		
上関町	柳井地区広域消費生活センター	0820-22-2125 直通
田布施町		
平生町		

司法書士について

司法書士は、破産申立書等の書類を作成し、この事務について相談に応じることができます。認定司法書士は、個別の債権ごとの価額が140万円以下であれば、代理人として任意整理等の交渉をすることができます。